

報道関係各位

件 名 メッツァ事業について

1 メッツァ事業について

1 概要

平成30年11月9日（金）、メッツァビレッジが開業しました。
開業後のメッツァビレッジの状況などについて、お知らせします。

2 内容

（1） 開業後のメッツァビレッジの状況について

ア 開業日当日には、テープカットセレモニーが盛大に行われました。
その後たくさんのお客様がメッツァを訪れ、来場者数は、9日、10日の2日間で1万人を超え、大変な賑わいを見せました。



【テープカットセレモニー】



【招待された市内私立幼稚園の園児】



【10日（土）の様子】



【カヌーを楽しむ来園者】

イ 11月10日（土）には、ジブリ映画など世界的名作で美術監督をつと

めた飯能市在住の山本二三先生と一緒にスケッチ体験ができるワークショップが開催されたほか、18日（日）には飯能市体育協会の協力のもとノルディックウォーキングフェスティバルが行われるなど、地域と密着した運営が行われています。



【スケッチ体験 ワークショップ】 【ノルディックウォーキングフェスティバル】

（２） 道路渋滞等について

懸念されていた開業後の道路渋滞につきましては、県道飯能寄居線の右折帯の整備や駐車場の予約制の導入など、これまで事業者と連携して行ってきた渋滞対策の取組が功を奏し、渋滞に関するお問い合わせ電話等もなく、問題となる渋滞は発生しませんでした。

また、飯能駅及び東飯能駅からのシャトルバスにつきましても、混乱等はなく、円滑に運行していました。

今後ムーミンバレーパークのグランドオープンに向けて、引続き事業者と連携し、効果的な渋滞対策について検討してまいります。



【メツァ駐車場の様子】



【飯能駅バス停の様子】

（３） メツァビレッジ開業に至るまでの経済効果について

メツァビレッジが開業するまでの過程で、既に市内に経済効果が波及しています。そのうち主なものについてお知らせします。

ア メツァ建設工事の市内事業者の受注

メツァの建設工事は市内事業者３社で構成する「メツァプロジェ

クト飯能共同企業体（以下「JV」という。）」が請負いました。メッツァビレッジで約23億円、ムーミンバレーパークで約34億円もの工事がJVに発注され、その効果は市内協力会社約30社に波及しています。

イ 西川材の使用

メッツァ建設に当たり、メッツァ全体で約113m³（4寸角×4mの材木約2,000本相当）の西川材が使用されています。主に建物の内外壁に使用され、ムーミンバレーパークのパンケーキカフェや水浴び小屋などシンボリックな建物の構造材、内装壁などとしても使用されています。建物のほか、バスターミナルシェルター、ワークショップ棟のテーブルや椅子にも西川材が使用されています。



【バスターミナルシェルター】



【ワークショップ棟のテーブルと椅子】

ウ 市民の雇用

メッツァビレッジでは、テナントを含め約200人の方が新たにスタッフとして採用され、そのうち約100人の方が飯能市民となっています。㈱ムーミン物語では、一般募集に先行し、市民限定でメッツァのスタッフ採用説明会を開催するなど市民の雇用に積極的に取り組むとともに、安定した雇用を実現するため「全スタッフの正社員化」を推進しています。

また、メッツァビレッジのオープンに合わせ、㈱ムーミン物語が本社を市内に移し、10人の従業員が市内に転入しました。

エ 調達

メッツァビレッジには、名栗カヌー工房、ひより農園といった市内事業者が出店しているほか、マーケットホールにおいて、丸広百貨店がプロデュースする埼玉県産品による“食”のセレクトショップが出店し、飯能商工会議所・観光協会との連携のもと市内の産品が取り扱われています。



【ソグバルク（名栗カーヌー工房）】



【ソグバルク内部】



【ベジタワー（ひより農園）】



【メツァで販売されている飯能水と夢馬のマグネット】



【メツァで販売されている市内産品】

2 メツァとの連携による賑わい創出について

1 概要

11月9日にメツァビレッジが開業し、マーケットホールなどの施設において多くの本市の物産品が販売され直接的な経済効果が得られるとともに、本市の魅力のPRなども図られています。

一方、今後国内外から多くの観光客が本市を訪れることが見込まれる中、その効果を市内経済に最大限波及させることが大変重要となっています。

そこで、9月28日には、市長を先頭に飯能商工会議所、奥むさし飯能観光協会、飯能市商店街連盟等の皆様と意見交換会を開催し、協議の場を組織化し、その後具体的な実施事業等について現在協議、検討しているところです。

つきましては、メツァビレッジへの主な出店者、取扱物産品、今年度中の実施に向けて合意した取組について、以下のとおりお知らせします。



【意見交換会の様子】



【飯能大通り商店街のメツァのフラッグ】

2 内容

(1) 主な市内出店者、取扱物産品名等

メツァビレッジのマーケットホールには、市内のひより農園(ベジタワー)、丸広百貨店がプロデュースするセレクトショップ(Moi Saitama)が出店しています。

ベジタワーでは、ひより農園栽培の固定種野菜のほか、市内7軒の農家の農作物や加工品が販売されています。

Moi Saitamaでは、西川材の小物、飯能焼、狭山茶、農作物加工品、そば、製菓、弁当など、市内30事業者の多彩な商品が販売されています。

また、ソグベルク(カヌー工房)は、市内名栗カヌー工房が出店、運営し、西川材によるカヌーや家具、小物づくりなどを行っています。



【メッツァで販売されている市内産品】



【ソグベルク（名栗カヌー工房）】



【ソグベルク内部】

（２） 実施について合意した取組

ア 市内への回遊、誘客のための事業

① メッツァ連携スタンプラリー

→ メッツァ、商店街店舗等をスタンプポイントに景品を贈呈

② 「チームラボ 森と湖の光の祭」とのコラボレーション事業

→ 入場チケットの半券を提示したお客様に商店街で優待サービスを提供

③ メッツァイベントスペースなどを活用した飯能PRイベント

→ メッツァイベント広場等で商工会議所、観光協会、商店街連盟等と連携した飯能PRイベントを実施

イ インバウンド対策の事業

① インバウンド対応セミナーの開催

→ 外国人客へのおもてなしに関する基礎知識の習得

② コミュニケーションツールの試行導入

→ 指差しコミュニケーションボードの体験など

③ スマート決済の導入促進

→ スマート決済に関するセミナー、体験会

※ なお、実施時期、参加店などの詳細については、現在、協議を続けているところであり、決定次第発表、ご報告させていただきます。

3 メッツァ開業後の宮沢ため池の利活用について

1 概要

メッツァ開業後の宮沢ため池の利活用についてお知らせします。

2 内容

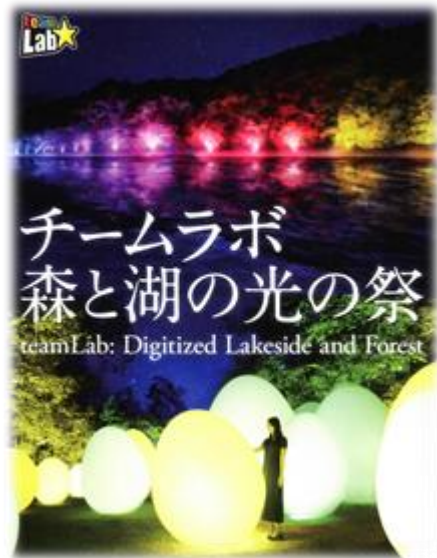
(1) 宮沢ため池の利活用について

メッツァビレッジは、「誰もが無料で利用できる公園的機能を有する施設」という方針の下、フィンテックグローバル（株）が整備を行い、市では、施設整備に要する費用の一部を負担金として支出しました。

一方で、メッツァビレッジを運営する（株）ムーミン物語では、メッツァの魅力向上させ、その誘客をより大きなものとするため、メッツァビレッジの施設内において、入場制限を伴う有料イベントとして、平成30年12月1日から平成31年3月3日までの間、「チームラボ森と湖の光の祭」を開催したい旨の申出がありました。

当該イベントにつきましては、17時30分から21時までの間にメッツァビレッジの一部の入場を制限する有料イベントであります。市といたしましては、世界で活躍するアーティスト集団である「チームラボ」のアートプロジェクトであり高い集客効果があること、注目度が高く市の認知度やイメージの向上につながることで、日没後に十分な安全面の措置を講じて行うものであること、日中入場制限は行わないことなどから、その実施について認めたところです。

（株）ムーミン物語では、今後もメッツァビレッジにおいて同様の趣旨のイベントを行っていきたい意向を持っており、このような魅力的なイベントが行われることにより、メッツァへの更なる誘客が図られ、よりお客様にメッツァにお越しいただくことは市にとっても大変有益であることから、条例の規定に基づき市に行政財産使用料を納入すること、恒常的に入場の制限を行わないことなど一定の条件を付した上で、メッツァビレッジへの入場を制限する有料イベントの実施について許可することとします。



(2) 行政財産使用料について

宮沢ため池は市の行政財産であることから、メッツアの営業を行うに当たっては飯能市行政財産の使用料に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、事業者から行政財産使用料を徴収します。

行政財産使用料の額等については次のとおりです。

ア メッツアビレッジに係る行政財産使用料について

次に掲げる土地等については原則どおり行政財産使用料を徴収することとし、その他の土地については市が誘致した施設であること、また、公園的機能という公共性があることから、条例の規定に基づき行政財産使用料は免除とします。

○ 行政財産使用料を徴収する土地等

- ① 有償事業が行われ、又は事業者の事務所として使用される建物の敷地
- ② 土地に定着した設備等を利用して有償事業が行われる場合における当該設備等の設置に係る土地
- ③ 湖面
- ④ 都度行われる有償事業に係る土地（随時）

イ ムーミンバレーパークに係る使用料について

ムーミンバレーパークについては、全ての土地について、平成31年3月16日のグランドオープンの日から条例の規定に基づき使用料を徴収します。

ウ 行政財産使用料の額について

行政財産使用料の額については、条例の規定により、近傍類似土地の固定資産税評価額に1000分の3.5を乗じて算出しており、メッツアに係る行政財産使用料は、次のとおりです。

区 分	金額（円）／年額
メッツアビレッジ	723,720
ムーミンバレーパーク	※6,556,956

※ ムーミンバレーパークについては現時点における額

担当者	地方創生推進室長	関根	*1.2.及び3.ため池の利活用に関すること
連絡先	Tel042-978-5029		
担当者	農業振興課長	木崎	*3.行政財産使用料に関すること
連絡先	Tel042-973-2122		